

総合操作盤の設置が必要と認める防火対象物の指定

平成 23 年 2 月 1 日

消防局告示第 1 号

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 12 条第 1 項第 8 号ハ（第 14 条第 1 項第 12 号、第 16 条第 3 項第 6 号、第 18 条第 4 項第 15 項、第 19 条第 5 項第 23 号、第 20 条第 4 項第 17 号、第 21 条第 4 項第 19 号、第 22 条第 11 号、第 24 条第 9 号、第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 10 号、第 25 条の 2 第 2 項第 6 号、第 28 条の 3 第 4 項第 12 号、第 30 条第 10 号、第 30 条の 3 第 5 号、第 31 条第 9 号、第 31 条の 2 第 10 号及び第 31 条の 2 の 2 第 9 号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、消防局長が指定する防火対象物を次のように定める。

- 1 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「政令」という。）別表第 1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - （1） 地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 平方メートル以上のもの
 - （2） 地階を除く階数が 5 以上 10 以下であり、かつ、延べ面積が 20,000 平方メートル以上のもの
- 2 政令別表第 1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで及び（16）項ロに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 平方メートル以上のもののうち次のいずれかの消防用設備等が設置されているもの
 - （1） 政令第 12 条第 1 項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - （2） 政令第 13 条第 1 項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）又は粉末消火設備（移

動式のものを除く。)

- 3 1 及び 2 に掲げる防火対象物のうち次のいずれかに該当する場合は、総合操作盤を設置しないことができる。

- (1) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）第 2 条第 1 号に該当する防火対象物
- (2) 防火対象物の利用、管理等の状況及び消防用設備設置状況から集中監視する必要がないと認められる防火対象物

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示は施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分または現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における消防用設備等に係る総合操作盤の設置については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。